

認知機能の低下に備えたサポートについて

長寿時代の到来に伴い、認知機能の低下に備えたサポートの仕組みが必要になります。一人暮らしの方や、お子さま・お孫さま、ご親戚の方などに負担をかけたくない方は、これらを誰にしてもらうのか、事前の対策が必要です。ご自身の状態によっては「①財産管理等委任契約」「②成年後見制度」「③家族信託」なども検討する必要があります。また、相続発生後については「④遺言」「⑤死後事務委任契約」などがあります。

「自分らしい老後」と「家族の円満」のための対策概念図

		はつらつ期	心配発生期	家族心配増大期	家族対処期	相続後の家族対処期
判断能力		○	○	△	×	▲ 相続発生
身体能力		○	△	△	△	
生活	身上監護 医療・介護などの衣食住に関する事柄の手配などを行うこと（実際に介護などを行うことは含まれない）		① 財産管理等委任契約 判断能力が低下する前から財産管理を任せたい人に支援してもらうもの。通常、任意後見契約と同時に締結し、任意後見開始後に財産管理委任契約は終了。	② 成年後見制度 判断能力が十分でない方の権利や財産を保護するための制度で、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。 任意後見制度: あらかじめご本人が選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度。 法定後見制度: ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。		⑤ 死後事務委任契約 相続発生後の遺産相続以外の手続きについて、第三者に自分の意志を引き継いで行ってもらう契約。
	財産管理 本人の財産を維持すること、管理すること		つかえて安心 当社の代理出金機能付信託。万一、認知症になっても安心してお金を使い続けられる口座です。所定の手数料等がかかります。別途商品パンフレットをご参照ください。	③ 家族信託 委託者の資産管理や資産承継等を目的とし、主に信託業法上の登録や免許を受けていない親族が受託者となる信託。		④ 遺言 原則、遺言があれば遺言者の意思に従い遺産を分割、遺産分割協議は不要。遺産分割協議で相続人が対立するトラブルを回避できる。
			おひとりさまライフサービス 周囲に頼る人がいらっしゃらない方のお悩みを解決するサービスです。所定の手数料がかかります。別途商品パンフレットをご参照ください。			

当社で対応可能な対策手法

*本紙は2023年11月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。